

令和7年度 鶴岡工業高等専門学校 自己点検・評価表

「自己評価」欄

- 5: 期待を上回って実施している
- 4: 十分に実施している
- 3: 実施している
- 2: 十分には実施していない
- 1: 実施していない

- ・・・完了しているもの
- △・・・作成中または実施中のもの
- ・・・未整備のもの

領域／基準／観点	点検項目	現状確認 (令和7年度末 ※見込含む)	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
<b>領域1</b>	<b>教育の内部質保証システム</b>			
<b>基準1-1</b>	<b>内部質保証に係る体制が明確に規定されていること</b>			
<b>観点1-1-①</b>	教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること			
	(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	○学則全文 001-001 ○鶴岡工業高等専門学校内部組織規程002-001 ○鶴岡工業高等専門学校運営会議規程003-001 ○鶴岡工業高等専門学校における自己点検・評価に関する実施基本方針 003-024a を定めている。	4	
	(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。	○鶴岡工業高等専門学校内部組織規程002-001 ○鶴岡工業高等専門学校運営会議規程003-001 ○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 を整備している。	4	
	(3)施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。	○鶴岡工業高等専門学校内部組織規程002-001 ○鶴岡工業高等専門学校運営会議規程003-001 ○鶴岡工業高等専門学校の点検評価に係る教育の内部質保証に関する実施要項 003-024b を定めている。	4	
	(4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。	○鶴岡工業高等専門学校運営会議規程003-001 ○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 を定めている。	4	
	(5)第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていること。	○鶴岡工業高等専門学校運営協議会規程003-020 を定めている。	4	
	(6)(5)の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されていること。	○鶴岡工業高等専門学校運営協議会規程003-020 を整備している。	4	
<b>1-1特記事項</b>	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
<b>基準1-2</b>	<b>内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること</b> <b>*卒業(修了)の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)(以下、「DP」という。)</b> <b>教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)(以下、「CP」という。)</b> <b>入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)(以下、「AP」という。)</b>			
<b>観点1-2-①</b>	以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること (1)DPが学校の目的に基づき定められていること (2)CPが学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること (3)APが学校の目的に基づき定められていること (4)学習成果の達成がDPの求める卒業(修了)に必要な水準となっていること			
	(1)学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検する体制が整備されていること。	○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 ○鶴岡工業高等専門学校運営協議会規程 003-020 ○学生便覧 にて整備している。	4	
<b>観点1-2-②</b>	教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること			
	(1)教育課程ごとの点検・評価を行うことが規程等で定められていること。(すべての項目の網羅が必須)  ① DPが具体的かつ明確であること ② CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること ③ 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること ④ DP及びCPに基づき、適切な授業形態学習指導方法が採用されていること ⑤ 適切な履修指導、支援が行われていること ⑥ CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること ⑦ 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること ⑧ 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること ⑨ APが具体的かつ明確であること ⑩ 学生の受入が適切に実施されていること ⑪ 実入学人数が入学定員に対して適正な数となっていること	○鶴岡工業高等専門学校運営協議会規程 003-020 ○学生便覧 ○学則全文 001-001 にて定めている。	4	
<b>観点1-2-③</b>	施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の方法が定められていること			
	(1)基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等が設定されていること。	○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 ○鶴岡工業高等専門学校FD・点検改善委員会規程 003-010 ○鶴岡工業高等専門学校施設・設備マネジメント委員会規程003-012 に定められている。	4	

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
観点1-2-④	関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること			
	(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各関係者の意見が反映されるようになっていること。（すべての項目の網羅が必須） ① 教員 ② 職員 ③ 在学生 ④ 卒業（修了）時の学生 ⑤ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ⑥ 保護者 ⑦ 中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者	○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 ○学則全文 001-001 ○学校総覧 ○校長面談 ○事務職員面談 ○保護者アンケート ○学生会・寮生会役員と執行部との意見交換会 にて実施状況、意見の反映がなされていることを確認できる。	4	
観点1-2-⑤	(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果や指摘の内容を踏まえて行っているか。（以下AからDまでの各事項ごとに、実施している具体項目を選択（複数可）） <b>【A 在学生の意見聴取】</b> ① 学習環境に関する評価 ② 学生による授業評価 ③ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ④ その他 <b>【B 卒業（修了）時の意見聴取】</b> ① 卒業（修了）時の学生による満足度評価 ② その他 <b>【C 卒業（修了）後の意見聴取】</b> ① 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ② 就職先等による卒業生に対する評価 ③ その他 <b>【D 外部評価】</b> ① 外部有識者の検証 ② 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等） ③ 設置計画履行状況等調査 ④ その他	○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 ○学則全文 001-001 ○学校総覧 ○校長面談 ○事務職員面談 ○保護者アンケート ○意見箱 ○在学生アンケート ○卒業生アンケート にて意見を収集し、その内容を対策に反映している。	4	
	内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受けた第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること			
観点1-2-⑥	(1) 基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が規定されていること。	○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 を定めている。	4	
	内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施する手順が定められていること			
観点1-2-⑦	(1) 内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順が規定されていること。	○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 ○鶴岡工業高等専門学校の点検評価に係る教育の内部質保証に関する実施要項 003-024b にて定めている。	4	
	内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、必要な対処方法を決定する手順が定められていること			
観点1-2-⑧	(1) 対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が規定されていること。	○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 ○鶴岡工業高等専門学校の点検評価に係る教育の内部質保証に関する実施要項 003-024b にて定めている。	4	
	自己点検・評価の結果が公表されていること			
1-2特記事項	(1) 自己点検・評価を実施し、その結果が公表されていること。	○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 にて実施し、 ○本校HP にて公表している。	4	
	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準1-3	<b>自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること</b>			
観点1-3-①	内部質保証体制において、機関別認証評価や第三者評価の結果を踏まえた改善がなされていること			
	(1) 前回の機関別認証評価における評価結果において、「改善を要する点」として指摘された事項に対応していること。	○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 に対応をさため、対応している。	4	
1-3特記事項	(2) (1)以外で、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえた課題等を確認し、実際に改善していること。	○鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程 003-024 ○鶴岡工業高等専門学校運営会議規程003-001 の規定で定められ、第三者評価の結果を踏まえ改善を実施している。	4	
	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
<b>領域2</b>	<b>教育組織及び教員・教育支援者等</b>			
<b>基準2-1</b>	<b>学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること</b>			
観点2-1-①	学科の構成が、学校の目的に照らして、適切となっていること			
	(1)学科の構成が、学校の目的及びDPと整合性がとれていること。	○鶴岡工業高等専門学校運営協議会規程 003-020 ○学生便覧 ○学則全文 001-001 にて定め、整合がとれていることを確認している。	4	
観点2-1-②	専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること			
	(1)専攻の構成が、学校の目的及びDPと整合していること。	○鶴岡工業高等専門学校運営協議会規程 003-020 ○学生便覧 ○学則全文 001-001 にて定め、整合がとれていることを確認している。	4	
2-1特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○事業推進委員会議事録 時代に合わせた人材育成のために規定を見直し改善をはかっている。	5	
<b>基準2-2</b>	<b>教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること</b>			
観点2-2-①	教員の組織的な役割分担の下で、教育に係る責任の所在が明確になっていること			
	(1)教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されていること。	○鶴岡工業高等専門学校運営協議会規程 003-020 ○学生便覧 ○学則全文 001-001 にて定め、整合がとれていることを確認している。	4	
観点2-2-②	全校の見地から、校長等の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が整備されていること			
	(1)教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織について、構成、責任体制及び審議事項、組織及び議事の運営に関することその他の必要な事項が規定されていること。	○鶴岡工業高等専門学校運営協議会規程 003-020 ○鶴岡工業高等専門学校FD・点検改善委員会規程003-010 ○鶴岡工業高等専門学校運営協議会規程003-001 にて必要な事項が規定で定められている。	4	
	(2)(1)の組織において、具体的な審議等がなされているか。	○鶴岡工業高等専門学校運営協議会 会議事録 ○鶴岡工業高等専門学校FD・点検改善委員会 会議事録 ○鶴岡工業高等専門学校運営協議会 各会議にて審議等がなされている。	4	
2-2特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○特別事業推進委員会議事録 エグゼクティブアドバイザー、客員教授を設け、学内教育改革を進めている。	5	
<b>基準2-3</b>	<b>教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること</b>			
観点2-3-①	設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること			
	(1)一般科目担当の基幹教員が法令に従い、確保されていること。	○学生便覧 ○学則全文 001-001 ○学校総覧 にて定めている。定員が不足しているため随時教員採用の募集を実施している。	3	不補充教員の確保
	(2)専門科目担当の基幹教員が法令に従い、確保されていること。	○学生便覧 ○学則全文 001-001 ○学校総覧 にて定めている。定員が不足しているため随時教員採用の募集を実施している。	3	不補充教員の確保
観点2-3-②	専攻科課題に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていること			
	(1)専攻科の授業科目担当教員が適切に確保されていること。	○学生便覧 ○学則全文 001-001 ○学校総覧 にて定め、適切に配置している。	4	
観点2-3-③	教員の年齢及び性別の構成が著しく偏ることがないよう適切な配慮がなされていること			
	(1)教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることのないよう配慮されていること。	○学生便覧 ○学校総覧 ○教員選考委員会議事録 年齢構成を意識した採用を実施している。	4	
2-3特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○特別事業推進委員会議事録 エグゼクティブアドバイザー、客員教授を設け、学内教育改革を進めている。	5	
<b>基準2-4</b>	<b>組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること</b>			
観点2-4-①	教員の採用及び昇任に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められていること			
	(1)教員（基幹教員以外の教員を除く。）の採用・昇任に関する基準が法令に従い定められていること。	○鶴岡工業高等専門学校教員選考基準 004-043 ○鶴岡工業高等専門学校内部昇任規程 004-046 の規程、基準を設けている。	4	
	(2)(1)の基準に基づき、実際の採用・昇任が行われていること。	○教員選考委員会議事録 適切に実施している。	4	

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
観点2-4-②	全教員の教育研究活動に対して、規程等に基づき学校による定期的な評価の仕組みがあること			
	(1)全教員（基幹教員以外の教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行う体制が整備されていること。	○鶴岡工業高等専門学校教員業績評価制度について003-013B業績評価制度に基づく体制が整備されている。	4	
観点2-4-③	教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること			
	(1)把握した評価結果を基に行う取組が規定されているか。（規定している具体項目を選択（複数可）） ① 給与における措置 ② 教育研究費配分における措置 ③ 改善に向けた指導 ④ 表彰 ⑤ その他	○鶴岡工業高等専門学校教員業績評価委員会規程003-013 ○鶴岡工業高等専門学校教員表彰規程 004-053 ○鶴岡工業高等専門学校先端教育推進教員に関する申し合わせ 004-044 ○専攻科研究担当教員の業績指標および指針 007-005 ○鶴岡工業高等専門学校における研究活動の目的と基本方針・活動方針等010-006 上記規定により実施されている。	4	
観点2-4-④	授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が組織的に実施されていること			
	(1)学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにFDを実施する体制が整備されていること。	○鶴岡工業高等専門学校FD・点検改善委員会規程003-010の規定により整備されている。	4	
	(2)定期的にFDが実施されていること。	○授業参観報告書 ○FD講演会 が定期的に行われている。	4	
2-4特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準2-5	<b>教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること</b>			
観点2-5-①	教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者が配置されていること			
	(1)教育支援者（事務職員、技術職員、助手等。）が法令に従い適切に配置されていること。	○学生便覧 ○学則全文 001-001 ○学校総覧 にて適切に配置していることが確認できる。	4	
	(2)図書館に専門的職員、その他の専属の教員又は事務職員等が配置されていること。	○学生便覧 ○学則全文 001-001 ○学校総覧 にて適切に配置していることが確認できる。	4	
	(3)指導補助者を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続等が規定されていること。	○鶴岡工業高等専門学校スチューデント・アシスタント実施要項を規定している。	4	
観点2-5-②	教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者が担当する業務に応じて、研修等、必要な資質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されていること			
	(1)教育支援者（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修や技術教育研究発表会などで資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	○技術職員発表会 ○事務職員研修会 にて研修や技術教育研究発表会などで資質の向上を図るための取組が適切に行われていることを確認している。	4	
	(2)指導補助者を配置する場合、研修、オリエンテーション、指導・助言などで資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	○鶴岡工業高等専門学校スチューデント・アシスタント実施要項に基づき、担当教員がオリエンテーションを行うとともに、継続的に適切な指導・助言を行っている。	4	
2-5特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
<b>領域3</b>	<b>学習環境及び学生支援等</b>			
<b>基準3-1</b>	<b>教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること</b>			
観点3-1-①	教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること			
	(1)校地・校舎面積が法令に従い適切に確保されていること。	○本校の教育研究組織運営及び教育課程実現のために、高等専門学校設置基準を満たした校地面積110,243㎡、校舎各種施設が延べ面積32,534㎡が確保されている。	4	
	(2)法令に従い必要な施設が整備されていること。	○教室・研究室・実験室・演習室・LL教室、機械実習工場、熱機関実習室、総合メディアセンター（図書館及び情報センター）、運動場、体育館、福利厚生施設、寄宿舎、事務室等の各種施設が整備されている。	4	
	(3)学科の種類に応じ、附属施設が法令に従い適切に整備されているか。（整備されている具体項目を選択（複数可）） ① 実験・実習工場 ② 練習船 ③ その他	○それぞれの施設には、各コース・グループの教育・研究の特性に合わせて必要な設備（実験室、実験工場等）が設置されている他、運営費交付金による教育研究設備維持管理費により各コース・基盤教育グループが活用できる設備の整備をしている。	4	
	(4)教育研究環境の充実を図るため、(1)～(3)以外の施設・設備が設けられているか。（整備されている具体項目を選択（複数可）） ① 厚生施設 ② コミュニケーションスペース ③ 自主的学習スペース ④ その他	○自学自習室、リフレッシュルーム（5室）、デジタルサロン等、学生がリラックスして使用できる解放エリアが確保されている。また、厚生会館には保健室、相談室はもちろん、SSR（スペシャルサポートルーム）や教職員用多目的ルームを設置し、特別な対応に利用できるスペースが確保されている。	4	
観点3-1-②	施設・設備における安全性について配慮する体制が整備されていること			
	(1)施設・設備の安全衛生管理体制が整備されていること。	○「鶴岡工業高等専門学校安全衛生・環境保全委員会規程」を定め、安全衛生・環境保全委員会委員が毎月点検を行い、異常箇所や危険箇所がないか確認を行っており、安全衛生体制は維持されている。	4	
	(2)施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われていること。	○バリアフリー化については、建物の数箇所の入り口にスロープを設けるなどの配慮をしているほか、エレベーターを5か所設置し、車椅子での移動を可能としている。また、各トイレ内に車椅子での利用も可能な多目的トイレを設けている。	4	
観点3-1-③	図書館において、教育研究上必要な資料を整備していること			
	(1)図書館を法令に従い備えていること。	○法令に従い図書館を設置している。館内の図書は日本十進分類法に従い、雑誌は外国雑誌、国内雑誌、寄贈雑誌に分類し、分野別に系統的に配架し、学生、教職員、学外者に有効に活用されている。	4	
	(2)図書、学術雑誌、電子ジャーナルその他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	○蔵書は、工学分野、自然科学分野が中心となっているが、総記、哲学、歴史、社会科学、産業、芸術、語学、文学を網羅している。また、各分野の学術雑誌も積極的に収集している。合わせて、ScienceDirect（総合）やACS（化学系）等の電子ジャーナルも複数契約している。	4	
	(3)②の資料が、教職員や学生に有効に活用されていること。	○視聴覚資料は、授業での利用が可能な著作権処理済の資料を購入しており、授業や自学自習に活用されている。また、電子ジャーナルは教員のみならず技術職員・学生も利用が可能である。図書館は、平日夜間19時まで、土曜日も開館し、学生、教職員へ開放している。	4	
3-1特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○福利厚生観点から、令和7年4月より構内に売店（コンビニ）を設置した。国際寮を新築（令和7年3月完成）し、さらなる国際交流の推進、留学生の受け入れ体制の強化を図っている。	4	
<b>基準3-2</b>	<b>学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること</b>			
観点3-2-①	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること			
	(1)学生の生活面における総合的な指導・相談・助言等（メンタルヘルス・ハラスメントに関するものを含む。）の体制が整備されているか。（整備されている体制を選択（複数可）） ① 学生相談室 ② 保健室 ③ 相談員やカウンセラーの配置 ④ ハラスメント等の相談体制 ⑤ 学生に対する相談の案内等 ⑥ その他	○「鶴岡工業高等専門学校保健センター規程」に則り、学生の生活支援にあたっている。具体的窓口は①、②、③、④、⑤が整備されている。・保健センター員（相談員：本校教職員）の他、スクールカウンセラー（公認心理師、臨床心理士）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）、特別支援教育士、教育相談員、精神科医を各曜日に配置して支援対応している。ハラスメント等は、「ハラスメントの防止等に関する規定」に基づき設置するハラスメント防止対策委員会において対応している。	4	
	(2)健康相談・保健指導が定期的実施されていること。	○学校保健計画を作成し、計画に基づき定期的に各種診断を実施している。	4	
	(3)法令等（いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針）に基づき、いじめの防止、早期発見、対処等に関する体制が整備されていること。	○いじめ防止対策推進法に則り「鶴岡工業高等専門学校 学校学校いじめ防止等基本計画」を制定し、「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、いじめ防止のための各種対応を推進している。年4回のいじめアンケートの実施、担任による面談などにより、いじめの防止、早期発見に取り組み、いじめ防止等対策委員会において適宜対応を検討している。	4	
観点3-2-②	特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること			
	(1)留学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。	○長期留学生は教務係で、短期留学生は国際交流支援室がそれぞれ中心となり留学生の支援対応を行っている。留学生対応の教務主事補、寮主事補、クラス担任が連携を図りながら指導にあたり、学生チューターがサポートする形で支援を行っている。	4	

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
	(2)編入学性の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。	○編入学生支援は、編入学生ガイダンス及びクラス担任・指導教員による支援を行っている。	4	
	(3)社会人学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されていること。	○令和7年度は社会人学生は在籍していないが、指導教員による支援体制は整備されている。	4	
	(4)障害のある学生の学習および生活に対する支援体制が整備されていること。	○特別な支援が必要と判断される学生に対しては、保健センターを中心に教務主事・学生主事・担任・科目担当教員等で支援体制(支援グループ・チーム等)を構築し組織的に学習支援を行っている。	4	
	(5)障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応していること。	○「鶴岡工業高等専門学校障害学生に対する支援規則」に則り対応している。保健センター会議により支援を検討し、教務委員会を経て学習支援を決定している。	4	
	(6)上記以外の特別な支援を行っているか。	特になし。		
観点3-2-③	就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること			
(1)就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備されていること。	○「鶴岡工業高等専門学校キャリア支援委員会規程」を定め、キャリア支援委員会を中心に、地域連携センターと連携を取りながら、各種取組みを推進している。	4		
(2)(1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。(具体的取組について選択(複数可))  ① キャリア教育に関する研究会、講演会の実施 ② 進路指導用マニュアルの作成 ③ 進路指導ガイダンスの実施 ④ 進路指導室 ⑤ 進路先(企業)訪問 ⑥ 進学・就職に関する説明会 ⑦ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ⑧ 資格取得による単位修得の認定 ⑨ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 ⑩ その他	○模擬面接、就職関係講演会、卒業生の講演会、保護者懇談会における進路説明、学校内における独自企業説明会実施など、進学・就職に関する様々な取組みを実施している。 ・就職ガイダンス(講師:マイナビ) 対象:本科4年生 日程:6/11(水) ・就職ガイダンス(高専キャリアサポートシステム導入) 対象:本科4年生 専攻科1年生 日程:12/3(水)14:30～ ・企業研究セミナー(参加企業160社) 対象:本科4年生 専攻科1年生 他希望者 日程:12/6(土) ・キャリアカウンセラーによる就活セミナー 対象:本科4年生 専攻科1年生 日程:12/15(月)、12/16(火)、12/20(土)、12/21(日) ・工業技術センター主催 意見交換会 対応:機械コース長、学生主事 日程:12/18(木)13:30～17:00 ・後援会 地元企業説明会 対象:在校生保護者 日程:7/26(土)…鶴岡・田川地区、 11/1(土)…新庄・最上地区 ※具体的対応項目 ①、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨	4		
観点3-2-④	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う体制が整備されていること			
(1)学生の課外活動に対する支援体制が整備されていること。	○全クラブに顧問教員を配置している。また、学生会や寮生会にも担当教員を配置し、支援体制を整備し、機能化を図っている。さらに、その他の活動(正式なクラブ以外の競技、各種コンテスト等)についても、担当教員を配置する等、教員の協力・支援が得られる体制のもと適切に対応がなされている。	4		
(2)(1)の体制において、責任の所在が明確になっていること。	○活動の際のルールを定め、有事の際には対応できる体制を構築している。担当教員は対応フローに則って対応している。 課外活動担当の学生主事補を窓口として適宜必要な調整を図り、最終責任者を学生主事において対応している。	4		
(3)(1)の体制は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁)に基づいたものになっているか。【より望ましい取組として分析】	○「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則った「課外活動指導教員・課外活動安全管理指導業務の手引き」を定め、活動に対する安全管理も徹底されている。安全・安心な活動のため支援体制を整備し、機能化を図っている。	4		
観点3-2-⑤	学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること			
(1)学生寮が整備されているか。	○学生寮が整備され、一般寮に364名(男子280名、女子84名)、国際寮に10名(男子4名、女子6名)の学生が生活している。	4		
(2)生活の場として整備されていること。	○学生寮の生活マニュアル「寮生活のしおり」、「女子寮の手引き」、「国際寮生活の手引き」を作成し、寮生会や指導寮生を中心とした規律正しい有意義な共同生活が営まれている。	4		
(3)勉学の場として整備されていること。	○学寮内には自習室が配置され、「寮生活のしおり」に記載されているように自習時間を設定することにより、勉学の場としても有効に機能している。	4		
(4)管理・運営体制が整備されていること。	○学生寮は、寮務主事、寮務主事補、専任の寮監、寮母、寮務係などの教職員が配置され、学寮教職員の指導のもとで寮生の代表者組織である寮生会や指導寮生とともに管理・運営している。	4		
(5)学生の意見等を把握し、改善する体制が整備されていること。	○学生寮に意見箱を設置することで、寮生会や指導寮生が寮生の意見を集約し、学寮教職員と寮生会・指導寮生との懇談の場である「学寮連絡協議会」を定期的に開催することで改善案を協議している。また、執行部と寮生会との懇談会も実施し、学校として寮生の意見を把握し、改善を検討するなど、体制は整備されている。	4		
観点3-2-⑥	学生に対する経済面での援助が行われていること			
(1)経済面での相談・助言・支援が行われているか。(具体的援助について選択(複数可))  ① 相談・助言 ② 奨学金 ③ 入学科・授業料減免等 ④ 特待生 ⑤ 緊急時の貸与等の制度 ⑥ その他	○経済面での相談・助言・支援体制は、学生係窓口が対応の中心となっている。高等学校等就学支援金制度、高等教育の就学支援新制度、日本学生支援機構の奨学金制度、民間団体による各種奨学金制度、高専機構規則に基づく授業料免除等により対応している。必要に応じて保健センター相談室と連携を図り、SSRからの助言を得ながら、地域福祉課とも協力体制を構築して対応を進めている。 ※具体的対応項目 ①、②、③、④、⑤	4		
3-2特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。			
	特になし。			

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
<b>領域4</b>	<b>財務基盤及び管理運営</b>			
<b>基準4-1</b>	<b>財務運営が学校の目的に照らして適切であること</b>			
観点4-1-①	学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表され、また、財務に係る監査等が適切に行われていること			
	(1)法令等に基づき、財務諸表等が作成・公表されていること。	○高専機構本部は、翌事業年度5月末日までに財務諸表を作成し、公表している。	4	
	(2)財務に係る監査等が実施されていること。	○本校における財務に関する会計監査は、直近では、令和元年度に高専機構本部による内部監査・監事監査の監査を受けている。 また、令和3年度（※令和4年5月16日／往査）に監査法人による監査を受けており、令和7年度（※令和8年5月11日～12日／往査）に監査法人による監査を予定している。 さらに、本校内部会計監査規程により、毎会計年度1回（競争的資金・学内規定に基づく日常監査・科学研究費補助金）の監査を実施しており、また、平成20年度から3年に2回程度の割合で、他高専との高専間相互会計内部監査を実施している。	4	
観点4-1-②	教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されていること			
	(1)過去5年間の財務状態が適切な状況となっていること。	○本校の経常的収入は、国（文部科学省）から高専機構本部を通じて交付される運営費交付金のほかに、自己収入として学生からの諸納付金である授業料、入学検定料、入学金及び財産賃付料等の雑収入があり、例年、入学定員を確保しており諸納付金は確保されている。高専機構本部からの基盤的経費は毎年減少しているが、競争的資金を確保できるよう積極的に取り組んでいる。	4	
	(2)過去5年間の収支状況が適切となっていること。	○各年度の予算に係る計画については、校長・事務部長のもと予算配分方針を定め、その方針により策定され適正に配分しており、運営会議での審議を経て校長が決定し、教員会議、コース会議及びグループ会議で教員に周知している。 校長裁量による教育研究設備維持管理費は重点的に配分するなど、十分検討した上で決定し、適切な資源配分が行われている。 施設・設備の整備については、施設・設備マネジメント委員会、執行部ミーティング、運営会議で全学的な見地から審議し、概算要求等により高専機構本部に要求し予算の確保を図っている。	4	
4-1特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
<b>基準4-2</b>	<b>管理運営体制が整備され、機能していること</b>			
観点4-2-①	学校の管理運営体制が、適切な規模と機能を有していること			
	(1)管理運営体制に関する規程等が整備されていること。	○「鶴岡工業高等専門学校学則」に基づき、管理運営体制に関する規程として「鶴岡工業高等専門学校内部組織規程」を整備している。	4	
	(2)委員会等の体制が整備されていること。	○「鶴岡工業高等専門学校内部組織規程」に基づき、本校の重要事項を審議する運営会議のほか、教員会議、グループ・コース会議、各委員会等の体制を整備している。	4	
	(3)校長、副校長、主事等の役割分担が明確になっていること。	○「独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則」及び「鶴岡工業高等専門学校内部組織規程」に基づき、学校の最高責任者である校長以下、副校長（総務、教務、学生、寮務、専攻科、研究・地域連携担当）及び教務・学生・寮務の3主事に加え総務主事（すべて副校長兼務）を配置し、校長を補佐するとともに、校長の命を受けそれぞれ委員会等関連業務を所掌している。	4	
観点4-2-②	法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること			
	(1)学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制が整備されていること。	○「鶴岡工業高等専門学校危機管理規程」に基づき、リスク管理室（校長、副校長、事務部の部課長で構成）を中心とした危機管理を含む安全管理体制を整備し、校長が危機事象に対処のため必要と判断する場合は、危機対策本部を設置し、高専機構本部と連携して危機対応にあたる体制となっている。	4	
	(2)危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等が整備されていること。	○「危機管理マニュアル」を整備し、全教職員に配付して危機事象発生時の対応を周知している。また、危機事象発生時、緊急対応するために教職員の組織ごとに緊急連絡網を整備しているほか、学生・教職員の安否情報を迅速に集約するための安否確認システム（さくら連絡網）を導入している。 なお、災害備蓄品については、高専機構本部から配備された毛布や簡易トイレの他、飲料水等を備蓄し危機事象に備えており、災害時に不足する場合は、東北地区高専間で備蓄品を支援し合うこととしている。	4	
	(3)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動が行われていること。	○全学生・教職員を対象とした防災訓練を鶴岡市消防署の協力のもと年1回実施している。学寮においては全寮生を対象に防災訓練を年2回実施している。また、全学生・教職員を対象とした安否確認システム（さくら連絡網）による安否確認訓練を年2回実施している。	4	

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
観点4-2-③	<p>学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】</p> <p>(1)教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るために行っている措置や制度があるか。(具体的取組について選択(複数可))【より望ましい取組として分析】</p> <p>① 学位取得に関する支援 ② 教員表彰制度の導入 ③ 企業研修への参加支援 ④ 校長裁量経費等の予算配分 ⑤ ゆとりの時間確保策の導入 ⑥ サバティカル制度の導入 ⑦ 他の高等教育機関・研究機関との人事交流 ⑧ その他</p> <p>(2)研究を促進するため、研究施設・設備を有効に活用する工夫に努めているか。【より望ましい取組として分析】</p> <p>(3)外部の財務資源(科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学金附金、同窓会等からの寄附金等)を積極的に受け入れる取組が行われているか。【より望ましい取組として分析】</p> <p>(4)教員・学生・研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制があるか【より望ましい取組として分析】</p> <p>(5)(1)～(4)の学校としての取組により、持続的に研究成果が創出されていることを確認する。【より望ましい取組として分析】</p>	<p>○② 教員表彰制度の導入 教員表彰規程を定め、研究活動に顕著な功績があった者を表彰する制度を導入している。</p> <p>○④ 校長裁量経費等の予算配分 外部資金に関する間接経費取扱要項を定め、外部資金獲得者に対して、校長裁量経費による研究費の特別配分を行う制度を導入している。</p> <p>○⑦ 他の高等教育機関・研究機関との人事交流 在外研究員制度、内地研究員制度、NIMS派遣研究教員制度等により、人事交流を行う制度を導入している。</p> <p>○施設・設備の整備については、施設・設備マネジメント委員会を中心に、全学的な見地から審議し、概算要求等により高専機構本部に要求し予算の確保を図っている。 地域連携センター3階の共同研究室使用希望調査を実施し、共同研究・受託研究・技術相談等による地域連携に関わる研究プロジェクトのために特に研究スペースを確保する必要がある場合に使用できる制度を導入し、研究施設の有効活用を努めている。</p> <p>○全教員、教育研究技術支援センター技術職員に対して、文部科学省をはじめとする各省庁、日本学術振興会及びその他機関が公募する各種競争的資金への積極的な応募を促している。 科学研究費助成事業の採択件数にあっては、説明会(科研費セミナー)の早期開催や申請書のブラッシュアップワークショップを実施し、採択率の向上を目指している。 本校の教職員が民間企業等からの研究や技術開発上の相談に応じ、民間企業等の技術振興のための情報提供等を行うことによる技術支援を行っており、相談の結果、共同研究や受託研究に発展する事例がある。 受け入れた外部資金の直接経費は学術研究と教育の推進に、また間接経費は本校の管理運営に有効に活用されている。</p> <p>○教員、学生(4年生、専攻科1年生)、研究に携わる職員に対して、公正研究推進協会(APRIN)のeラーニング教材を活用し、研究倫理に関する研修を実施している。 教員及び研究に携わる職員については、採用時(異動含む)及び3年毎の定期的な研修を実施し、全員が修了している。 学生については、4年生及び専攻科1年生を対象に研修を実施し、全員が修了している。</p> <p>○科研費の新規採択(基盤C2件、若手1件、研究スタート支援1件、奨励4件)、競争的資金の獲得(CREST)、受託・共同研究24件など、教員及び技術職員の研究成果が外部資金獲得に繋がっている。</p>	4	
観点4-2-④	<p>学校の組織的な取組として行う地域における連携による活動について、その推進に向けた体制の整備や措置が図られているか【より望ましい取組として分析】</p> <p>(1)地域貢献活動・地域との連携による活動に係る計画が策定されるとともに、改善を図るための体制が整備されているか。【より望ましい取組として分析】</p> <p>(2)外部の教育・研究資源が活用されているか。【より望ましい取組として分析】</p> <p>(3)(1)～(2)の学校としての取組により、優れた成果が上げられているか。【より望ましい取組として分析】</p>	<p>○地域連携・地域貢献活動の拠点として「地域連携センター」を設置し、同センター規程を整備して、目的等を定めている。また、本校における地域貢献活動の目的と基本方針・活動方針等についての規程を円滑に運営が進められるようR6年11月に改定した。 地域連携センターでは、4月に開催するセンター会議で当該年度の実施計画を策定して担当者を決め、その計画に沿って各種事業を実施している。また、定期的にセンター会議を実施し、活動状況の経過等についても共有し、事業改善に努めている。</p> <p>○地域の高等教育機関同士の連携協定として、県内の高等教育機関が単位互換に関する包括協定書を締結している。進学士課程の4年生と専攻科課程はインターンシップとして夏季休業期間等の1～2週間、企業で現場体験を経験している。また、3年から5年生の夏季休業期間中には、企業において実施する長期就業体験学習「CO-OP教育」を行っている。 県内外の企業等との共同研究は12件実施しており、研究成果が新たな価値の創出に繋がるように努めている。</p> <p>○主催(参加)事業の大半でアンケートを実施し、参加者の満足度や意見等の聴取に努めており、その結果を次回(次年度)の実施に活かしている。 なお、今年度にセンターで主催したイベント(市民サロン、産業技術フォーラム等)において、過去の実績を踏まえ、企画内容や対象者を再検討して実施した結果、以前よりも多くの地域住民や企業関係者等の参加があった。 また、定期的に開催しているセンター会議にて、活動状況及び各教員の活動記録についても共有しており、事業の改善等に努めている。</p>	4	
4-2特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○科学に対する興味・関心を喚起することを目的に、地域の小中学校、児童館などを対象とした訪問実験や、イベントへの出展等を継続的、組織的に実施している(R7年度:32件実施)	4	

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
基準4-3	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
観点4-3-①	適切な規模と機能を有する管理運営を円滑に行うための事務組織が整備されていること			
	(1)管理運営を行う事務組織の体制が規程等に基づき整備されていること。	○「鶴岡工業高等専門学校事務組織等規程」に基づき、事務部長を筆頭に総務課・学生課の2課を設置し、それぞれに役割分担して管理運営体制を整備している。	4	
観点4-3-②	管理運営体制及び管理運営を円滑に行うための事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組(スタッフ・ディベロップメント*)が組織的に行われていること *スタッフ・ディベロップメント(以下、「SD」という。)			
	(1)SDが組織的に実施されていること。	○スタッフ・ディベロップメントの一環として事務職員及び技術職員を外部研修に積極的に参加させている。令和6年度から実施している旭川高専との事務職員短期相互派遣研修では、令和7年度も旭川高専から若手職員1名を受入れ、本校からも若手職員1名を派遣した。多様な経験ができるよう、各種研修に積極的に参加させることで、資質の向上を図っている。	4	
4-3特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。			
	特になし。			
基準4-4	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること			
観点4-4-①	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること			
	(1)教員、事務職員や技術職員の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されていること。	○校内の重要事項を審議する運営委員会や教員会議のほか、各委員会等の構成メンバーに事務職員や技術職員が委員等で参画し意思決定に加わっている。また、事務部の係長以上と技術長で構成する事務連絡会議を月1回程度開催し、運営委員会や教員会議での審議状況を共有するとともに、各部署の懸案事項等について情報共有し課題解決に努めている。	4	
4-4特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。			
	特になし。			
基準4-5	学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
観点4-5-①	法令等が公表を求める事項が公表されていること			
	(1)法令に従い、以下の教育情報が適切に公表されていること。(すべての項目の網羅が必須)  ① 教育研究上の基本組織 ② 学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ⑤ 入学者の選抜に関すること ⑥ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の教 ⑦ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ⑧ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑨ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ⑩ 高等専門学校が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ⑪ 基幹教員に関する情報	○学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項等については、本校ホームページ上の「学校案内－教育情報の公表」にて公表している。	4	
4-5特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。			
	特になし。			

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
<b>領域5</b>	<b>準学士課程の教育活動の状況</b>			
<b>基準5-1</b>	<b>DPが具体的かつ明確であること</b>			
観点5-1-①	DPが、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること			
	(1)関係法令やガイドラインを踏まえ、DPが定められていること。	○学生便覧 ○学則全文 001-001 ○学校総覧 に定められている。	4	
	(2)DPが、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的と整合性を有していること。	○学生便覧 ○シラバス にて確認できる。	4	
	(3)DPが、以下の内容を含んでいること。（すべての項目の網羅が必須） A.学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力を示している B.養成しようとする人材像の内容を示している	○学生便覧 ○シラバス にて確認できる。	4	
5-1特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
<b>基準5-2</b>	<b>CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること</b>			
観点5-2-①	CPにおいて、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること			
	(1)CPが、以下の内容を含んでいること。（すべての項目の網羅が必須）  ① どのような教育課程を編成するかを示している ② どのような教育内容・方法を実施するかを示している ③ 学習成果をどのように評価するかを示している	○学生便覧 ○シラバス にて①、②、③の内容を記載している。	4	
観点5-2-②	CPがDPと整合性を有していること			
	(1)関係法令やガイドラインを踏まえ、CPが定められていること。	○学生便覧 ○シラバス に定めている。	4	
	(2)CPが、DPとの整合性を有していること。	○学生便覧 ○シラバス に定められ、教務委員会にて整合性が有していることを確認している。	4	
5-2特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○運営会議事録 ○教務委員会議事録 新しい時代に合わせた人材を育成するためのCPの改善を実施している。	5	
<b>基準5-3</b>	<b>教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPIに基づき設定されていること</b>			
観点5-3-①	教育課程が体系的に編成されていること			
	(1)CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	○学生便覧 ○シラバス ○教務委員会議事録 にて適切な授業科目が体系的に配置されていることを確認している。	4	
	(2)一般教育の充実が配慮されていること。	○学生便覧 ○シラバス が配慮されていることが確認できる。	4	
	(3)進級に関する規程が整備されていること。	○学生便覧 ○シラバス に規定が整備されていることが確認できる。	4	
観点5-3-②	創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか。【より望ましい取組として分析】			
	(1)創造力を育む教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】	○学生便覧 ○シラバス に各授業の教育方法の工夫が確認できる。	4	
	(2)実践力を育む教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】	○学生便覧 ○シラバス に各授業の教育方法の工夫が確認できる。	4	
	(3)その他教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】	○学生便覧 ○シラバス に各授業の教育方法の工夫が確認できる。	4	
	(4)(1)～(3)の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられているか。【より望ましい取組として分析】	○学生便覧 ○シラバス ○新聞記事 に各授業の教育方法の工夫が確認できる。またその成果は新聞に取り上げられていることから確認できる。	5	
5-3特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○総合工学の授業の取組 ○文部科学省の令和7年度「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用レベル）」 <a href="https://www.tsuruoka-nct.ac.jp/kyouiku_kenkyu/datascience/">https://www.tsuruoka-nct.ac.jp/kyouiku_kenkyu/datascience/</a> ○新聞記事	5	
<b>基準5-4</b>	<b>DP及びCPIに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
観点5-4-①	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること			
	(1)1年間の授業を行う期間が、定期試験の期間を含め、35週確保されていること。	○行事予定表にて授業数が確保されていることが確認できる。	4	
観点5-4-②	特別活動が90単位時間以上実施されていること			
	(1)特別活動が90単位時間以上実施されていること。	○特別活動実施の目安にて実施されていることが確認できる。	4	
観点5-4-③	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること			
	(1)CPに照らして、講義、演習、実験、実習の適切な授業形態が採用されていること。	○シラバスにてCPに照らして、講義、演習、実験、実習の適切な授業形態が採用されていることが確認できる。	4	
	(2)教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。(具体的工夫について選択(複数可)) ①教材の工夫 ②少人数教育 ③対話・討論型授業 ④フィールド型授業 ⑤情報機器の活用 ⑥基礎学力不足の学生に対する配慮 ⑦その他	○シラバス ○ピアサポートにて①～⑦について確認できる。	4	
	(3)CPを踏まえて、シラバスの作成要領を示す文書において記載すべき項目が明確に規定され、それに基づきシラバスが適切に作成されていること。	○シラバス ○成績保存資料にて確認できる。	4	
	(4)組織的に、最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていること。	○シラバス ○成績保存資料の相互確認 ○教務委員会議事録にて確認することができる。	4	
	(5)設置基準第17条第3項の規定に基づき、授業科目(いわゆる履修単位科目)は1単位当たり30単位時間を確保していること。	○シラバス ○成績保存資料にて確認できる。	4	
	(6)(5)の30単位時間授業では、1単位時間を標準50分としていること。	○学生便覧 ○シラバスにて確認できる。	4	
	(7)設置基準第17条第4項の規定に基づき、1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目(いわゆる学修単位科目)を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示していること。その際、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習が設定されていること。	○学生便覧 ○シラバスにて確認できる。	4	
5-4特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準5-5	適切な履修指導、支援が行われていること			
観点5-5-①	学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること			
	(1)学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。(具体的取組について選択(複数可)) ①他学科の授業科目の履修を認定 ②インターンシップによる単位認定 ③専攻科課程教育との連携 ④資格取得に関する教育 ⑤他の高等教育機関との単位互換制度 ⑥個別の授業科目内での工夫 ⑦最優先の技術に関する教育 ⑧その他	○学生便覧 学外単位 ○シラバス ○授業アンケート ○インターンシップ報告書 ○インターンシップ報告会資料にて確認できる。	4	
	(2)他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	○鶴岡工業高等専門学校単位互換実施に関する内規kyom-N027にて適切に扱っている。	4	
	(3)教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか。	○コース選択支援ガイダンス 年4回 ○担任教員による特別活動を実施している。	4	
	(4)特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか。(支援の対象について選択(複数可)) ①編入学生 ②留学生 ③障害のある学生 ④社会人学生 ⑤その他	○入学前事前課題 ○入学式後のガイダンスを実施している。	4	
	学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること			
観点5-5-②				

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
	(1)学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制が整備されているか。（具体的な整備について選択（複数可）） ① 担任制・指導教員制の整備 ② オフィスアワーの整備 ③ 対面型の相談受付体制の整備 ④ 電子メールによる相談受付体制の整備 ⑤ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ⑥ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ⑦ 外国への留学に関する支援体制の整備 ⑧ その他	○校務分掌 ○保護者懇談会 年1回 ○地区保護者懇談会 鶴岡田川地区、酒田飽海地区、最上地区、村山地区、米沢置賜地区 ○シラバス 全科目オフィスアワーの時間明示 ○ポートフォリオ ○国際交流留学支援 ○後援会からの資格試験補助が整備されている。	4	
	(2)学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（具体的な制度について選択（複数可）） ① 担任制・指導教員制の導入 ② 学生との懇談会 ③ 意見投書箱 ④ その他	○学生会と執行部の懇談会 ○寮生会と執行部の懇談会 ○意見箱 ○授業アンケートを実施している。	4	
観点5-5-③	正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】			
5-5特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○鶴岡工業高等専門学校国際交流支援室規程 013-001 ○College profileにて公表している。	5	
基準5-6	<b>CPIに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</b>			
観点5-6-①	DP及びCPIに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること			
	(1)成績評価や単位認定に関する基準が、CPIに基づき策定されていること。	○学生便覧 ○シラバス ○教務委員会議事録にて確認できる。	4	
	(2)成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われていること。	○学生便覧 ○シラバス ○教務委員会議事録にて確認できる。	4	
	(3)1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目(学修単位科目)を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること。	○学生便覧 ○シラバス ○教務委員会議事録にて確認できる。	4	
観点5-6-②	成績評価認定基準が学生に周知されていること			
	(1)成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されていること。	○シラバスをwebで公開して学生はいつでも確認できる状態になっている。	4	
	(2)追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法が定められていること。	○学生便覧 ○シラバスにて定められていることを確認できる。	4	
観点5-6-③	成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること			
	(1)成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として組織的な措置が行われていること(すべての項目の網羅が必須) ① 答案の返却 ② 模範解答や採点基準の提示 ③ 同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ④ 成績評価の妥当性の事後チェック(シラバス通りに成績評価が行われていることの確認) ⑤ 試験問題のレベルが適切であることのチェック	○学生便覧 ○シラバス ○鶴岡工業高等専門学校FD・点検改善委員会規程003-010 ○各コース会議事録 ○各コース相互チェック ○成績保存資料にて確認することができる。	4	
観点5-6-④	成績に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること			
	(1)成績評価に関する学生からの意見申立ての機会が規程等により定められていること。	○学生便覧 ○シラバスにて記載され、学生はいつでも確認できる。	4	
5-6特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準5-7	<b>学校の目的及びDPIに基づき、公正な卒業判定が実施されていること</b>			
観点5-7-①	卒業判定基準をDPに従って、組織として策定していること			
	(1)学校が定める卒業要件が組織的に策定され、設置基準が定める要件と整合していること。	○学生便覧 ○シラバスにて確認できる。	4	
観点5-7-②	策定された卒業要件が学生に周知されていること			

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
	(1)卒業認定基準が学生に周知されていること。	○学生便覧 ○シラバス にて学生がいつでも確認できる。	4	
観点5-7-③	卒業の認定が、卒業認定基準に基づき組織的に実施されていること。			
	(1)卒業認定基準に基づき、組織として卒業認定していること。	○学則全文 001-001 ○鶴岡工業高等専門学校内部組織規程002-001 ○鶴岡工業高等専門学校運営会議規程003-001 ○鶴岡工業高等専門学校教務委員会規程003-006 ○学生便覧 ○教務委員会議事録 の規程を定め、実施している。	4	
5-7特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準5-8	<b>学校の目的及びDPIに基づき、適切な学習成果が得られていること</b>			
観点5-8-①	DPIに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること			
	(1)学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されていること。	○学生便覧 ○シラバス に規定を定めている。最終的に教務委員会にて確認している。	4	
観点5-8-②	卒業時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPIに基づいた学習成果が得られていること			
	(1)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	○授業アンケート ○卒業時アンケート ○卒業生アンケート にて把握している。	4	
観点5-8-③	卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPIに基づいた学習成果が得られていること			
	(1)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度たった者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	○卒業後アンケート ○企業アンケート にて確認している。	4	
観点5-8-④	就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPIに基づいた学習成果が得られていること			
観点5-8-④	(1)学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生の就職・進学先の関係者に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	○企業アンケート にて数年に一度確認している。	3	実施回数の見直し
5-8特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○総合工学の授業の取組 PROG試験などを通して教育効果の数値化を実施している。	5	
基準5-9	<b>APが具体的かつ明確であること</b>			
観点5-9-①	APが学校の目的を踏まえて明確に定められていること			
	(1)関係法令及びガイドラインを踏まえ、APが定められていること。	○学生便覧 ○シラバス に定めている。	4	
	(2)APが、学校や学科の目的、DP、CPを踏まえて策定されていること。	○学生便覧 ○シラバス にてAPが教育目標、DP、CPを踏まえていることを確認できる。	4	
	(3)APが、以下の内容を含んでいること。（すべての項目の網羅が必須） A.入学者選抜の基本方針 B.求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）	○学生便覧 ○募集要項 ○令和8年度入学者選抜(学力)検査実施要項 ○令和8年度入学者選抜(推薦・帰国生徒)実施要項 ○令和8年度編入学生選抜試験実施要項 に記載されている。	4	
5-9特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	文科省の定める新しい人材を育成するためにAPの改訂を行い、その教育を進めている点。	5	
基準5-10	<b>学生の受入れが適切に実施されていること</b>			
観点5-10-①	APIに沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること			
	(1)AP、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学生選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針その他）となっていること。	○入学者選抜方針 ○募集要項 ○入試委員会議事録 にて確認できる。	4	
観点5-10-②	APIに沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること			
	(1)検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されていること。	○入学後アンケート ○入試委員会議事録 にて整備されている。	4	
	(2)(1)の体制の下、実際に入学した学生が、APIに沿っているかどうかの検証が行われていること。	○入試委員会議事録 にて検証結果を確認できる。	4	

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
	(3)(2)の検証の結果が入学選抜の改善に役立てられていること。	○入試委員会議事録にて改善がはかられている。	4	
5-10特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準5-11	<b>実入学者数が入学定員※に対して適正な数となっていること ※収容定員を5で除した数</b>			
観点5-11-①	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと			
	(1)収容定員が学科ごとに学則で定められていること。また、1学級あたり40人が標準とされていること。	○学生便覧 ○募集要項 ○学力検査による入学者の選抜基本方針 ○推薦による入学者の選抜基本方針 ○編入学生選抜基本方針にて定められている。	4	
	(2)学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制が整備されていること。	○学生便覧 ○募集要項 ○学力検査による入学者の選抜基本方針 ○推薦による入学者の選抜基本方針 ○編入学生選抜基本方針にて確認できる。	4	
	(3)過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であること。	○学生便覧 ○募集要項 ○入試委員会議事録 ○学力検査による入学者の選抜基本方針 ○推薦による入学者の選抜基本方針 ○編入学生選抜基本方針より実入学者数が適正であることが確認できる。	4	
	(4)過去5年間で、学科ごとの実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っていること。	○学校総覧 ○学生便覧 ○入試委員会議事録 ○学力検査による入学者の選抜基本方針 ○推薦による入学者の選抜基本方針 ○編入学生選抜基本方針より実入学者数が適正であることが確認できる。	4	
5-11特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○志願者対策委員会委員会を設置し、その対策を行っている。	4	

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
<b>領域6</b>	<b>専攻科課程の教育活動の状況</b>			
<b>基準6-1</b>	<b>DPが具体的かつ明確であること</b>			
観点6-1-①	DPが、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること			
	(1)関係法令及びガイドラインを踏まえ、DPが定められていること。	○専攻科修了認定の方針としてDPが定められている。	4	
	(2)DPが、「何ができるようにするか」に力点を置いたものであり、かつ専攻科課程全体、各専攻の目的と整合性を有していること。	○「多様な価値観と世界的視野を持ち、高度化・多様化する先端技術に対応できる実践的かつ創造力豊かな開発型技術者」を養成する人材像として目指す。	4	
	(3)DPが、以下の内容を含んでいること。（すべての項目の網羅が必須） ① 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力を示している ② 養成しようとする人材像の内容を示している	○①、②共に網羅している。 (A)多様な価値観を理解できる協働性を持ち、世界的視野で物事を考えることのできる能力(B)社会や自然に関わる科学的知識、融合複合分野に関する基礎的知識及び専門分野における基盤知識を活用できる能力(C)科学技術分野における諸課題について、主体的に計画して取り組み、知識を統合・発展させて解決できる能力(D)論理的な思考力、国際的コミュニケーション能力等。	4	
6-1特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。			
<b>基準6-2</b>	<b>CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること</b>			
観点6-2-①	CPIにおいて、①教育課程の編成方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること			
	(1)CPが、以下の内容を含んでいること。（すべての項目の網羅が必須） ① どのような教育課程を編成するかを示している ② どのような教育内容・方法を実施するかを示している ③ 学習成果をどのように評価するかを示している	○ ①CPIはDPIに示された能力を身につけることにより、社会情勢の変化にも対応して活躍できる技術者や研究者を育成します。また、専門科目だけでなく広い分野にわたる知識や技術も習得できるように編成されている。 ②「人文科学、社会科学系科目」、「数学、自然科学系科目」、「専門科目」 ③全ての科目はシラバスに明示した学修到達目標を達成するために、試験、小テスト、レポート等を用いて総合的に評価している。	4	
観点6-2-②	CPがDPと整合性を有していること			
	(1)ガイドライン等を踏まえ、CPが定められていること。	○(1)広い視野を持ち、多様な価値観を理解できる能力を育成する(2)自ら考え計画し、能力を総合的に発揮して問題を解決できる能力を育成する(3)生産技術に関わる対応力を育成する(4)英語力を含めたコミュニケーション力を育成する。	4	
	(2)CPが、DPとの整合性を有していること。	○CPIに示された各科目の合格により、DPIに掲げた学修成果を身につけたとみなしている。	4	
6-2特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。			
<b>基準6-3</b>	<b>教育課程がCPIに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPIに基づき設定されていること</b>			
観点6-3-①	教育課程が体系的に編成されていること			
	(1)CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていること。	○平成27年度に大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際にCPIに基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていることが確認されている。	4	
観点6-3-②	準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていること			
	(1)専攻科の教育課程が、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮していること。	○平成27年度に大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に教育課程は準学士課程の教育と連携及び当該教育からの発展を考慮したもとなっていることが確認されている。	4	
観点6-3-③	創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】			
	(1)創造力を育む教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】	○広い視野を持ち、多様な価値観を理解できる能力を育成するため、各コース共通として「日本学特論」、「技術者倫理」、「総合実践英語」等の一般科目を編成している。	4	
	(2)実践力を育む教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】	○自ら考えて計画し、能力を総合的に発揮して問題を解決できる能力を育成するため、「専攻科研究Ⅰ」、「専攻科研究Ⅱ」を編成し、その分野で優れた実績を有する教員のもと、1人1テーマの取り組みで指導している。	4	
	(3)その他教育方法の工夫が行われているか。【より望ましい取組として分析】	○専門分野に加えて基礎工学をしっかりと身につけた生産技術に関わる幅広い対応力を育成するため、「応用代数」、「物理学特論」、「データ解析」、「専攻科実験」、「インターンシップ」等を編成している。	4	
	(4)(1)～(3)の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられているか。【より望ましい取組として分析】	○令和6年度の学生研究発表件数は専攻科として26件である。令和7年度は令和8年1月19日の時点で41件である。	4	
6-3特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。			
<b>基準6-4</b>	<b>DP及びCPIに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</b>			
観点6-4-①	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること			
	(1)1年間の授業を行う期間が、定期試験の期間を含め、35週確保されていること。	○令和8年度行事予定表において35週確保されている。	4	

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
観点6-4-②	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること			
	(1)CPに照らして、講義、演習、実験、実習の適切な授業形態が採用されていること。	○授業形態は、一般科目とコース専門科目及び共通専門科目がバランスよく配置されている。開講科目の講義、演習、実験、実習はそれぞれのCPに適合した科目が適切に配置されている。	4	
	(2)教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（具体的工夫について選択（複数可）） ① 教材の工夫 ② 少人数教育 ③ 対話・討論型授業 ④ フィールド型授業 ⑤ 情報機器の活用 ⑥ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ⑦ その他	○①～⑥すべて実施している。 ①教材の工夫：最新の教科書及び補助資料にて授業実施している。 ②少人数教育：定員16名の2学年、32名程度を講義している。 ③対話・討論型授業：研究発表会（中間発表、最終発表）で全専攻科生及び、教員、地域企業技術者も参加し、意見交換できる授業を実施している。 ④フィールド型授業：「実践的デザイン」授業で専攻科1年時に学外集中授業にて地域課題解決討議、グループワーク、技術士補講演等を学習する。 ⑤情報機器の活用：teams等の利用による授業情報共有及び個別学習をしている。 ⑥基礎学力不足の学生に対する配慮：授業担当教員、指導教員による個別指導実施している。	4	
	(3)CPを踏まえて、シラバスの作成要領を示す文書において記載すべき項目が明確に規定され、それに基づきシラバスが適切に作成されていること。	○教務主催の「シラバス講習会」を各教科担当に実施している。	4	
	(4)組織的に、最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていること。	○FD・点検改善委員により、「科目基礎情報」、「到達目標」、「ルーブリック」、「教育方法等」、「事前に行う準備学習」、「オフィスアワー」、「学修単位における自学学習」、「授業計画」、「MCCの学習内容及到達目標」、「評価割合」等の記載に不備がないかを確認し改善を推進している。	4	
(5)授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等にて、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示していること。その際、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間以外の学習が設定されていること。	○「鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程」第2条に設定されている。	4		
観点6-4-③	CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていること			
	(1)学生への教養教育や研究指導が、適切に行われていること。	○教育課程表の基づいて実施された各科目に対して、単位取得状況を学生、授業担当教員、指導教員、教務係が確認、情報共有している。	4	
6-4特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準6-5	適切な履修指導、支援が行われていること			
観点6-5-①	学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること			
	(1)学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（具体的取組について選択（複数可）） ① 他専攻の授業科目の履修を認定 ② インターンシップによる単位認定 ③ 進学士課程教育との連携 ④ 資格取得に関する教育 ⑤ 他の高等教育機関との単位互換制度 ⑥ 個別の授業科目内での工夫 ⑦ 最優先の技術に関する教育 ⑧ その他	○企業技術者、会社経営者、行政からの講師、大学教員などを継続的に招聘し、分野横断的な技術者教育を実施している。 ○企業でのインターンシップを必修科目とし、企業現場での技術者教育を実施している。 取り組み実施：②、④、⑤、⑥、⑦	4	
	(2)他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っていること。	○慶応義塾大学と連携している。学内規定として「鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程」第9条に定められている。	4	
	(3)教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか。	○毎年4月の授業履修オリエンテーション時に対面説明及び学生便覧にて案内している。	4	
	(4)特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスが実施されているか（支援の対象について選択（複数可）） ① 留学生 ② 障害のある学生 ③ 社会人学生 ④ その他	○①～③対象者の受け入れ実績はしたが、指導教員、保健センター、学生課（教務係、学生係）が協力・連携して学生支援する体制は整っている。	4	
観点6-5-②	学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること			
	(1)学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制が整備されているか。（具体的整備について選択（複数可）） ① 担任制・指導教員制の整備 ② オフィスアワーの整備 ③ 対面型の相談受付体制の整備 ④ 電子メールによる相談受付体制の整備 ⑤ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ⑥ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ⑦ 外国の留学に関する支援体制の整備 ⑧ その他	○①～⑦まで全て取り組み実施している。 ①指導補助教員も含めた手厚い指導体制を実施している。 ② 昼休み及び放課後又は随時、オフィスアワー体制を実施している。 ③ 随時対応実施している。 ④ メールやteamsチャットでの対応実施している。 ⑤ メールやteamsチャットでの事務及び教員対応実施している。 ⑥ TOIEC等の支援体制実施している。 ⑦ 国際交流支援室との連携実施している。	4	

領域／基準／観点	点検項目	現状確認（令和7年度末 ※見込含む）	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
	(2)学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。(具体的制度について選択(複数可)) ① 担任制・指導教員制の導入 ② 学生との懇談会 ③ 意見投書箱 ④ その他	○①～③まで全て取り組み実施している。 ①指導教員制を導入している。 ②懇談、相談は随時対応実施している。 ③学生係と教務係事務室前に設置している。投書意見は執行部ミーティングにて協議を実施している。	4	
観点6-5-③	正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】			
	(1)提供された機会を利用して学生が海外で学習しているか。【より望ましい取組として分析】	○令和7年度は夏季海外派遣プログラムにて専攻科生8名の研究・研修派遣実績がある。	4	
6-5特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準6-6	<b>CPIに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</b>			
観点6-6-①	DP及びCPIに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること			
	(1)成績評価や単位認定に関する基準が、CPIに基づき策定されていること。	○「鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程」第1～11条に定められている。	4	
	(2)成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われていること。	○各年度「教育課程表」に基づいて単位認定が行われている。「令和8年度教育課程表」は専攻科委員会及び教員会議にて承認済み。	4	
	(3)1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目(学修単位科目)を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることを学校として把握していること。	○毎年3月に、科目担当者及び相互点検担当者(2名以上)が教務係保存資料表紙にて「成績評価の妥当性のチェック(シラバス通りに成績評価が行われていることの確認)」を実施している。FD・改善点検委員会もチェック実施している。	4	
観点6-6-②	成績評価認定基準が学生に周知されていること			
	(1)成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されていること。	○「鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程」を「学生便覧」等で周知している。	4	
	(2)追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法が定められていること。	○「鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程」の第4～8条にて定められている。	4	
観点6-6-③	成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること			
	(1)成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として組織的な措置が行われていること(すべての項目の網羅が必須) ① 成績評価の妥当性の事後チェック(シラバス通りに成績評価が行われていることの確認) ② 答案の返却 ③ 模範解答や採点基準の提示 ④ 同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ⑤ 試験問題のレベルが適切であることのチェック	○①～⑤全て実施している。 (1)毎年3月に、科目担当者及び相互点検担当者(2名以上)が教務係保存資料表紙にて①～⑤全てを実施している。 (2)上記内容についてFD・改善点検委員会もチェック実施している。(令和7年度は6月に実施)。	4	
観点6-6-④	成績に対する異議申立制度が組織的に設けられていること			
	(1)成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が規程等により定められていること。	○「鶴岡工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程」第5条の5に定められている。前期末及び学年末に2日間の意見申立ての機会がある。	4	
6-6特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準6-7	<b>学校の目的及びDPIに基づき、公正な修了判定が実施されていること</b>			
観点6-7-①	修了認定基準をDPIに従って、組織として策定していること			
	(1)学校が定める修了要件が組織的に策定されていること。	○「鶴岡工業高等専門学校専攻科の履修等に関する規程」を定めて修了認定を適切に実施している。	4	
観点6-7-②	策定された修了要件が学生に周知されていること			
	(1)修了認定基準が学生に周知されていること。	○専攻科ガイダンスや学生便覧等により、修了認定基準について学生に周知している。	4	
観点6-7-③	修了の認定が、修了認定基準に基づき組織的に実施されていること			
	(1)修了認定基準に基づき、組織として修了認定していること。	○専攻科委員会において修了認定している。	4	
6-7特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準6-8	<b>学校の目的及びDPIに基づき、適切な学習成果が得られていること</b>			

領域/基準/観点	点検項目	現状確認 (令和7年度末 ※見込含む)	自己評価	次年度改善・見直し予定事項
観点6-8-①	DPIに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること			
	(1)学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されていること。	ODPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するため、「鶴岡工業高等専門学校専攻科委員会規程」を整備して実施しており、成績評価ならびに修了認定が適切に実施されている。	4	
観点6-8-②	修了時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPIに基づいた学習成果が得られていること			
	(1)学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	○令和6年度修了生の「専攻科終了時アンケート」より、「専門知識や技術を社会に還元できる力」、「問題発見、解決力」等の項目に自己成長の満足度を持つ学生が多い結果となり、DPIに沿った成果が身についたと判断される。	4	
観点6-8-③	修了後一定期間の就業経験等を経た修了生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPIに基づいた学習成果が得られていること			
	(1)学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生(修了直後でない者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	○「専攻科修了生アンケート」は令和8年1月26日回答締め切りで実施済み。分析中である。	4	
観点6-8-④	就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPIに基づいた学習成果が得られていること			
	(1)学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生の就職・進学先の関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていること。	○「修了生就業先アンケート」は令和8年1月26日回答締め切りで実施済み。分析中である。	4	
6-8特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○令和7年度の就職率ならびに進学率は100%である。就職先は育成する技術者にふさわしい製造業となっており、進学先は専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。	4	
基準6-9	<b>APが具体的かつ明確であること</b>			
観点6-9-①	APが学校の目的を踏まえて明確に定められていること			
	(1)関係法令やガイドラインを踏まえ、APが定められていること。	○APは高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的として定められている。	4	
	(2)APが、以下の内容を含んでいること。(すべての項目の網羅が必須) A.入学者選抜の基本方針 B.求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)	○A. (1)科学技術への関心が高く、研究に対して意欲がある人 (2)発想に独自性があり、チャレンジ精神に富んだ人 (3)技術や科学の専門基礎力を有し、より高度で実践的な技術の習得を目指す人 ○B. 校訓「理魂工才」・「自学自習」に努力する学生。	4	
6-9特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準6-10	<b>学生の受入れが適切に実施されていること</b>			
観点6-10-①	APIに沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること			
	(1)AP,特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法(学生募集の方針、選抜区分(学力選抜、推薦選抜等。)、面接内容、配点・出題方針その他)となっていること。	○APに基づいた適切な専攻科入学者選抜が実施されている。 ○推薦選抜、学力選抜、社会人選抜、アドミッション・オフィス(以下AO)選抜を適切に実施している。	4	
観点6-10-②	APIに沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること			
	(1)検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されていること。	○専攻科委員会にて選抜結果の検証・確認をし、入試委員会、運営会議の了解をへて慎重に合格発表している。	4	
	(2)(1)の体制の下、実際に入学した学生が、APIに沿っているかどうかの検証が行われていること。	○自己点検評価の基本方針(自己点検評価委員会)、PDCAサイクルに基づいて検証・改善の取組・体制を整えている。	4	
	(3)(2)の検証の結果が入学者選抜の改善に役立てられていること。	○入学者選抜時に本科でのこれまでの研究実績(準備)と合格後専攻科でのこれからの研究(計画・ロードマップ)を発言させることで、APIに沿い尚且つ、目的意識を持って専攻科研究に取り組んでいる。	4	
6-10特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	特になし。		
基準6-11	<b>実入学者数が適切な数となっていること</b>			
観点6-11-①	実入学者数が、適切な数となっていること			
	(1)収容定員(又は入学定員)が専攻ごとに学則等で定められていること。	○収容定員32名(入学定員16名)は「生産システム工学専攻」として機械・制御(MC)コース、電気電子・情報(EI)コース、応用化学(AC)コースの各分野で3コース合わせて学則第39条で規定している。	4	
	(2)専攻ごとの入学定員(収容定員を定めている場合は、収容定員を2で除した数)と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制が整備されていること。	○令和2年度より令和8年度まで入学者数は入学定員数にたいしてプラス推移であり、専攻科生を指導できる「特例認定教員」増加の取り組み及び学びの環境インフラ整備(研究室、机、椅子等、適正化)に取り組んでいる。	4	
	(3)過去5年間の専攻科全体の実入学者数が適切であること。	○過去5年間の入学者数は平均は20.2名(1.26倍)であり、適正な範囲で収まっている。令和4年度17名(1.06倍)、令和5年度20名(1.25倍)、令和6年度19名(1.18倍)、令和7年度17名(1.06倍)、令和8年度28名(1.75倍)である。	4	
6-11特記事項	この基準の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色等があれば、記入すること。	○学内において、「専攻科活性化」体制推進の動きもあり、令和7年度より「自己推薦入試」を実施している。	4	